

島根県企業局 F I T 非化石証書代理購入事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江津地域拠点工業団地又は石見臨空ファクトリーパーク（以下「西部県営工業団地」という。）の分譲促進及び島根県企業局（以下「企業局」という。）発電所のPRを目的としたF I T非化石証書（以下「証書」という。）の取引を行うに当たり、必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 西部県営工業団地を新たに購入した事業者が、企業活動に伴う電力消費により生じるCO₂排出量の削減に取り組む場合に、企業局が、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「取引所」という。）の非化石価値取引市場から証書を、事業者の購入希望量に購入希望単価と取引所が定める非化石価値取引売買手数料の合算額を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加算した額で代理購入し、同額で事業者に引き渡す。

2 事業者は、第4条で定める発電所由来の証書を購入した場合、当該発電所について対外的にPRする。

(対象の事業者)

第3条 令和8年度から令和12年度までに、企業局又は島根県土地開発公社から西部県営工業団地を1,000㎡以上購入した事業者を対象とする。

(対象の発電所)

第4条 事業の対象となる発電所は、別途示す企業局発電所の中から選定し、第6条で定める契約書において指定する。

(事業開始届の提出)

第5条 事業の実施を希望する事業者は、西部県営工業団地を購入する際の契約書に定める土地の指定用途（以下「土地の指定用途」という。）による供用を開始した場合、速やかに事業開始届（様式第1号）を提出しなければならない。

(契約)

第6条 企業局と事業者は、本事業の実施に当たって、毎年度、別途契約を締結する。

(代理購入の条件)

第7条 代理購入する証書は、第4条で定める発電所由来のものとする。なお、取引所の市場における入札の結果、指定以外の発電所分が割り当てられる場合がある。

- 2 代理購入する証書の総量は、別途示す企業局発電所の発電量を上限とする。なお、購入単位は、1,000kWhとする。
- 3 代理購入する証書の活用先は、西部県営工業団地内で使用する電気とする。

(代理購入の実施期間)

第8条 代理購入を行う期間は、土地の指定用途による供用開始から最大8年間とする。

(代理購入の手続き)

- 第9条 事業者は、証書の購入希望量及び購入希望単価等を記載したFIT非化石証書購入依頼書(様式第2号)(以下、「依頼書」という。)を企業局に提出する。
- 2 企業局は、依頼書に基づき、仲介事業者として、取引所の市場における証書の購入手続きを代行する。
 - 3 企業局は、前項の結果について、FIT非化石証書代理購入結果通知書(様式第3号)により事業者に通知する。

(代理購入のスケジュール)

- 第10条 前条第1項に定める依頼書は、代理購入を希望する市場の入札開始日の1か月前までに提出する。
- 2 前条第2項の代理購入は、取引所が定める市場のスケジュールによる。なお、第4回目の市場には、原則として参加しない。

(証書活用及びPR実施の状況報告)

第11条 事業者は、第8条の期間中における、毎年度の第7条第3項に定める証書の活用及び第2条第2項に定める発電所のPR実施の状況について、翌年度4月末日までに証書活用及びPR実施の状況報告書(様式第4号)を提出する。

(留意事項)

第12条 本事業に係る制度に変更が生じた場合、実施期間中であっても、必要に応じて事業の内容を変更する場合がある。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

F I T非化石証書代理購入事業開始届

年 月 日

島根県知事 様
(企業局)

(事業者)
所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

島根県企業局F I T非化石証書代理購入事業実施要綱第5条に基づき、次のとおり届け
出ます。

1. 事業所の概要

①事業所の所在地：

②事業内容：

2. 購入した土地の工業団地名

3. 土地の指定用途による供用開始日

令和 年 月 日

4. F I T非化石証書の由来として希望する発電所

発電所

5. F I T非化石証書発行時に入力する企業情報

①法人番号：

②事業所名：

③需要場所：

6. 添付する書類

- (1) 西部県営工業団地を1,000 m²以上購入したことが分かる契約書の写し等
- (2) 土地の供用開始が確認できる操業開始届の写し等

(様式第2号)

F I T非化石証書購入依頼書

年 月 日

島根県知事 様
(企業局)

(事業者)
所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

における企業活動に伴う電力消費により生じるCO₂排出量の削減に活用するF I T非化石証書について、島根県企業局F I T非化石証書代理購入事業実施要綱第9条第1項に基づき、非化石価値取引市場における購入の代行を次のとおり依頼します。

1. F I T非化石証書の代理購入依頼内容

参加する非化石価値取引市場	年度分 第 回
購 入 希 望 量	kWh
購 入 希 望 単 価	円/kWh (税抜)
(参考) 購入予定価格	円 (税込)
第 1 希 望 の 発 電 所	
第 2 希 望 の 発 電 所	

(参考) 年間購入希望量	kWh
--------------	-----

※購入単位は1,000kWhとする。

※購入希望単価は一般社団法人日本卸電力取引所が設定する価格制限による。

※購入予定価格は、購入希望量に購入希望単価と一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引売買手数料を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

※第1希望の発電所は、契約書において指定した発電所とする。

※第2希望の発電所は、島根県企業局と事前に調整した上で記載する。

2. 添付する書類

- ・ 西部県営工業団地内における単年度当たりの使用電力量(kWh)見込みが分かる資料

※年度中2回目以降の依頼においては添付不要

(様式第 3 号)

企経第 号
年 月 日

(事業者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 様

島根県知事
(企業局)

F I T 非化石証書代理購入結果通知書

年 月 日付けで依頼のあった F I T 非化石証書の代理購入について、島根県企業局 F I T 非化石証書代理購入事業実施要綱第 9 条第 3 項に基づき、以下のとおり結果を通知します。

参加した非化石価値取引市場	年度分 第 回
購 入 量	kWh
購 入 単 価	円/kWh (税抜)
購 入 価 格	円 (税込)
割り当てられた発電所の名称	
発 電 設 備 区 分	
都 道 府 県 ・ 市 区 町 村	
設 備 の 所 在 地	
運 転 開 始 日	
発 電 出 力	

※購入予定価格は、購入希望量に購入希望単価と一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引売買手数料を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

(様式第4号)

証書活用及びPR実施の状況報告書

年 月 日

島根県知事 様
(企業局)

(事業者)
所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

における企業活動に伴う電力消費により生じるCO₂排出量の削減に活用
するため 年度に購入したFIT非化石証書について、島根県企業局FIT非化石
証書代理購入事業実施要綱第11条に基づき、証書購入量と使用電力量及び発電所のPR実
施状況について次のとおり報告します。

1. FIT非化石証書購入量と使用電力量

証書購入量	kWh
第 回目の市場	kWh
第 回目の市場	kWh
第 回目の市場	kWh
使用電力量	kWh

※使用電力量は当該年度中に西部県営工業団地内で使用した電力量とする。

2. PR実施状況

--

※島根県企業局発電所をPRした活動について記載する。

3. 添付する書類

- (1) 西部県営工業団地内における当該年度当たりの使用電力量(kWh)実績が分かる資料
- (2) 企業局の発電所についてPRした実績が分かる資料